

院内トリージ実施料および二類感染症患者入院診療加算について

当院は、道より発熱者等診療・検査医療機関の指定を受けています。

そのため、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、発熱のある方の動線を完全に分離した発熱外来専用診察室においての診察を施行しています。

令和3年9月28日付厚生労働省の規定する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い」に基づき、新型コロナウイルス感染症の可能性のある患者様の外来診療を行うことに対して、「院内トリージ実施料（300点）および二類感染症患者入院診療加算（250点）」の算定をさせていただきます。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

かみと耳鼻咽喉科クリニック 院長